

ぶどうマルシェwithキャラパ

～交野いきいきマルシェ おりひめの駅～

●新鮮な地場産野菜の直売、市内飲食店によるグルメ、その他物産の販売

と き 6月24日(日)午前9時30分～午後3時30分

と ころ いきいきランド交野

イ ベ ント 交野名産神宮寺ぶどうの販売。恒例の子どもじゃんけん大会。アマノンガーショー。多数のご当地キャラでキャラパーティー。



●パフォーマー募集

おりひめの駅内でダンスや音楽、ジャグリングなどの楽しいパフォーマンスをする個人・団体を随時募集します。

●出店登録者募集

「交野のええもん」をPR・販売する、市内事業者・団体を随時募集します。

登録料 無料

出店料 1,000円～(内容によって異なります)

※市内事業者や創業を考えている市民で、チャレンジショップとして活用する人は、初回出店時に限り無料です。

問い合わせ 交野いきいきマルシェおりひめの駅運営委員会事務局(地域振興課内)
(TEL 892-0121)

新しいパッカー車を導入しました

市が新しく購入したパッカー車2台に、デザイン画募集で採用された市内小学校4年生の作品がラッピングされました。

このパッカー車は、4月から稼働しています。

●採用者・作品テーマ

14号車左側



「人も自然も満開交野」

私市小学校
村田みのりさん

14号車右側



「私たちがつくる交野の町」

交野小学校
萩原優奈さん

16号車左側



「守ろうよ! 交野の自然」

郡津小学校
安原陽向さん

16号車右側



「四季美しき交野」

私市小学校
竹並芹菜さん

問い合わせ 環境事業課(TEL 892-2471)



交野市社会福祉施設地域貢献連絡会 出前講座

交野市社会福祉施設地域貢献連絡会とは

市内の高齢者施設・障がい者施設・こども園などの社会福祉施設が分野を越えて、市内のさまざまな地域福祉課題に協働して取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的とした連絡会です。

対象者 市内在住のおおむね10人以上のグループ

申し込み 各施設の依頼受付担当者に連絡し、日程・内容・時間などをご相談ください。
ご希望に添えない場合もありますが、あらかじめご了承ください。

施設名・住所・連絡先	講座名	内容
豊年福祉会 明星:星田8-6-7 天の川:藤が尾2-5-22 TEL 891・4974	施設見学ツアー	老人ホーム、デイサービスセンターってどんなところ?という人に施設内をご案内します。
	介護保険とサービスと一般的な知識としての施設入所について	介護保険制度とサービスの種類や利用方法、さまざまな種類がある高齢者施設についてその内容や利用金額などを説明します。
	認知症の人への対応 ～介護職員からのメッセージ～	認知症とは?対応の心がけやアドバイスを認知症の人と日常接している介護職員がお話します。
	知ってらくらく介護講座 ～ご本人と介護者が共に楽にならしましょう～	車椅子の方法、移乗の方法、衣類の着脱方法、食事介助の方法を介護福祉士が実技でお伝えします。
	暮らしの中の小さなお困りごとへのボランティア活動報告	【生活支援サポーターについて】高齢者の暮らしの小さなお困りごとを市民ボランティアが解決します。活動模様の紹介とこれからの支え合い社会について。
きんもくせい 特別養護老人ホーム 大字星田5156-8 TEL 892・5689	救命講習の一貫としてAED	AED(自動体外式除細動器)の使用方法について説明します。
	施設内見学	サービス内容・料金説明などについて説明します。
	車椅子の使用方法和応急処置の仕方	車椅子の使用方法和応急処置の仕方について説明します。
ケアハウスきんもくせい 南星台2-5-15 TEL 895・2468	ケアハウスはどんなところ?	サービス高齢者住宅や有料老人ホームとの違いについて説明します。(施設見学含む)
	施設での看取りケアについて	ケアハウスや、特養での看取りケアについての説明をします。
	認知症の人へのかかわり方について(施設版)	軽度の認知症から、重度の認知症までかかわりによって進行度が違うことなどを事例をあげてわかりやすく説明します。
	介護保険とサービスの利用方法について	専門的な在宅リハビリ、訪問看護の使い方までケアマネジャーが説明します。
特別養護老人ホーム 美来 倉治4-40-7 TEL 810・8670	介護技術	離床介助、更衣介助、オムツ交換、車いす操作、歩行介助など。
	健康教室	希望に応じて対応します。
	介護保険ってなあに?	介護保険サービスの使い方。
	特養とは?	特養に入るまでの流れ、入居後の生活など。
	介護食とは?	高齢者施設での食事提供について。
介護老人保健施設 青山 青山3-432 TEL 893・0328	介護保険入門	介護保険の利用の仕方から、通所系サービスや入所系サービスの種類や違いについて説明します。(希望があれば施設見学にも対応します)
	介護技術教室	移乗介助、更衣介助、食事介助など在宅でも役立つ介助技術をお伝えします。
サール・ナートかたの 私部南1-490 TEL 892・7777	必ず知っておきたい! 介護保険講座	介護保険制度と利用方法やサービスの種類などの説明。
	施設見学ツアー	特養・ショートステイ・デイサービスのご案内。内容や利用方法、金額など。
交野自立センター 寺4-590-1 TEL 893・4523	高次脳機能障がいについて	高次脳機能障がいの基礎的な知識についてお話しします。(実施については要調整)
心生会 ミルクィウェイ・みのり 天野が原2-14-20 TEL 896・5656	精神疾患と精神障がいについて	精神疾患の代表例と疾患と障がいの違いについて説明するとともに精神障がい理解を深めます。
	地域福祉について	当法人の歩み、活動を紹介しながら、コミュニティソーシャルワークについて重要性や課題を話し合います。
	障がい者ホームヘルパーについて	介護給付ではなく訓練等給付であることから制度のねらいと支援の実際を紹介しします。
	障がい者グループホームについて	世話人とともに利用者の生活環境を紹介し「暮らす」に視点をあてた支援を説明します。
	障がい支援について TEL 893・9511	生活、就労支援の現状を紹介しします。
かたの福祉会 寺4-590-1 TEL 892・6671	知的障がいについて	知的障がいについての理解、接し方などの講座。

星の里いわふね「夏のワクワク教室」



と き 8月20日(月)・21日(火) 午前10時～午後3時
と ころ 星の里いわふね
申し込み 7月3日(火)～8月13日(月) 午前9時30分～午後8時30分
 ・7月3日は参加費を添えて直接窓口。
 ・7月4日からは電話で仮申し込みできます。先着順。

問い合わせ 星の里いわふね(TEL 893・3131)

8月20日(月)

	教室名	内容	とき	対象	定員	費用
午前	スポーツ吹矢教室	的をめがけておなかから、息を吸って吐いて矢を放ち、得点を競う	午前10時～正午	小学生以上	40人	400円
	苔玉人形づくり	つくつく造形教室とのワークショップ	午前10時～正午		20人	600円
	ダンボール工作	段ボールを使っでの迷路づくり	午前10時～11時30分		30人	500円
午後	フットサル体験	フットサルを体験しよう	午後1時～2時	小学生 低学年保護者同伴	20人	500円
	ハーバリウムづくり	ピンの中にお花を入れて今話題のハーバリウムをつくろう	午後1時～3時	小学生以上	20人	1,000円
	子どもトールペイント	オリジナルティッシュボックスをつくろう	午後1時～3時	小学生 低学年保護者同伴	20人	700円
	竹炭絵付け体験	竹炭に絵を描こう	午後1時～3時	小学生高学年	20人	200円

8月21日(火)

	教室名	内容	とき	対象	定員	費用
午前	万華鏡づくり①	簡単なキットを使って世界で一つのオリジナル万華鏡をつくろう	午前10時～10時30分	小学生以上	10人	500円
	万華鏡づくり②		午前11時～11時30分		10人	500円
	万華鏡づくり③		午前10時30分～11時		10人	500円
	万華鏡づくり④		午前11時30分～正午		10人	500円
	ホラーボックスをつくろう!	ものが見えるのは? 恐怖ののぞき部屋のなぞ?	午前10時～正午	小学生 低学年保護者同伴	20人	500円
	おもちゃづくり	楽しいおもちゃをつくろう	午前10時～正午	小学生以上	30人	300円
	おさかな手品	ふかし 浮沈子づくり	午前10時～正午	小学生 低学年保護者同伴	20人	300円
午後	スカイクロス	リングを投げて得点を競うゲーム	午後1時～3時	小学生以上	30人	100円
	ミニ多肉植物を植えよう	多肉植物の寄せ植えづくり	午後1時～2時		20人	500円
	キッズチアリーディング	ポンポンを持って音楽に合わせて大きな声で元気に楽しくチアリーディング	午後1時～3時	小学生 低学年保護者同伴	20人	700円

消費者相談

「訴訟最終告知」のはがきが届いた!

Q 「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」のはがきが届きました。連絡しないと裁判になると書いています。どうすればいいですか。

A 架空請求です。存在しない請求で「裁判するぞ」と不安をあおり、連絡するよう仕向けています。連絡すると弁護士費用や訴訟取り下げの費用と言ってお金を騙し取る手口です。連絡せずに無視してください。

助言

このはがきは「圧着はがき」の場合もあり、差出人は「法務省管轄」など国の機関を装っていますが、実在しないものです。訴訟をおこされたのが事実であれば裁判所から訴状が届かず、はがきで通知がくることはありません。万一それらしきものが届いても、通知に書かれた電話番号ではなく、正式な裁判所の番号を調べ、そちらへ電話をして確認するとよいでしょう。